

1. 2段階登録申請とは

2段階登録申請とは、技能者登録において技能者の本人情報等の基本情報の登録のみでカードが発行される「**簡略型登録**」と建設技能者の能力評価制度（レベル判定）の申請等に必要な保有資格情報等を登録する「**詳細型登録**」のどちらかを選んで登録する方式となります。なお、書面申請は「詳細型登録」のみの受付となります。

(1)**簡略型**：登録料 2,500円（技能者の本人情報等を登録）

(2)**詳細型**：登録料 4,900円（簡略型の本人情報等に加え、保有資格、健康診断等の情報を登録）

※「簡略型」で登録（2,500円）し、カード発行後に「詳細型」に変更する場合は、詳細型登録時に別途2,400円が必要となります。

2. 申請時のご注意

- ・申請における二重決済を防ぐため、複数回、「申請」ボタンを押下した場合、「後処理を実行中です」という画面表示となり、次（支払方法選択画面）に進むことができなくなります。メッセージ表示後、1時間後には再度決済手続きをすることが可能となりますので、一度ログアウトいただき、1時間後に再度お試しください。
- ・毎週木曜日の20:00～翌7:00の定期メンテナンス時と、**4月1日（木）0:00～8:00の時間帯はシステムのメンテナンスが行われるため申請ができません。**
- ・また、3月下旬は登録申請の方の増加が予想されます。**余裕を持ったご申請をお願いいたします。**

3. 実施日：令和3年4月1日申込みより実施予定

2021年3月31日23:59までに技能者情報登録手続き（インターネット）が終了※している場合は、詳細型の登録となり旧料金が適用されます。

※料金支払方法の選択 → 必要情報入力 → メニュー欄に「**申請番号確認画面**」が表示されること

3月1日に2段階登録申請についてホームページでご案内した後にいただいたご質問への回答を、Q & A形式にてご紹介いたします。本内容をホームページの「FAQ（よくあるお問い合わせ）」にも掲載しております。併せてご参照ください。

○登録方法に関するご質問

<p>2段階登録申請において「簡略型」と「詳細型」とどちらを選択すれば良いのですか。 (FAQNo.931)</p>	<p>建設技能者の能力評価制度（レベル判定）を受けられる方は「詳細型登録」を選択してください。簡略型登録では技能者の本人情報等の基本情報の登録のみで、資格等を登録しないためレベル判定を受けることができません。</p>
<p>「簡略型」で登録した後で「詳細型」へ変更する手続きはどうすれば良いのですか。 (FAQNo.927)</p>	<p>「簡略型」で登録しカードが発行された後、「詳細型」の登録に変更する場合は、技能者のポータルサイトから「詳細型登録申請」を行います。技能者ポータルサイトのメニューで「350_変更」を押下し、「30_詳細型登録申請」を押下すると詳細型登録費用の入金画面に移行します。CCUS事業本部から2,400円の支払いの入金確認が通知された後、「350_変更申請画面」から資格等の詳細型の項目を入力し、申請します。審査終了後に、詳細型の登録が完了した通知が送信され、登録が完了します。</p> <p>なお、詳細型の変更手続きには、変更申請時に2400円の支払いが必要となります。支払い後の返金はありませんので、変更申請時には、詳細型の入力項目などを十分確認いただきお申し込みください。</p>
<p>代行申請において「技能者の変更代行」機能で、簡略型で登録した技能者を詳細型へ変更することは可能ですか。 (FAQNo.928)</p>	<p>代行申請においても本人申請と同様に、簡略型から詳細型に変更することは可能です。</p>

○登録方法に関するご質問

2段階申請の登録方法に関するインターネット申請ガイダンスは、いつホームページに掲載されますか。(FAQNo.929)	2段階申請に関するインターネット申請ガイダンスは、本方式での登録が始まる4月にホームページに掲載予定となります。
「詳細型」で登録が完了した後で、「簡略型」の登録へ変更をしたい場合、登録方法の変更と料金の返金はできますか。(FAQNo.930)	「詳細型」登録が完了した後での「簡略型」の登録方法の変更はできません。このため登録料の返金もできません。

○料金に関するご質問

2段階登録申請において申請時「60歳以上」の方の登録料はいくらになりますか。(FAQNo.931)	申請時60歳以上の方は令和5年(2023年)3月末まで、インターネット申請料が2,000円に割引されます。このため、2段階登録申請においてもインターネット申請においても「簡略型」は2,000円、「詳細型」は4,400円となります。
3月末に登録が完了した場合、4月に資格等を変更する場合は別途料金が発生しますか。(FAQNo.932)	3月末に登録を完了した場合には、資格の追加等の変更に料金は発生しません。4月以降「簡略型」で登録し、資格等の追加など変更を行う場合には「詳細型」の登録となり2,400円が必要となります。4月以降「詳細型」で登録した場合も資格等の追加による変更には料金は発生しません。
技能者の登録申請方法が変わるが、10年後の更新料はどうなるのか。(FAQNo.933)	技能者の更新費用については、現在、検討中です。決定後、ご案内いたします。

○システム利用に関するご質問

<p>「簡略型」と「詳細型」で施工体制の登録や作業員名簿の登録など運用方法や就業履歴の蓄積に違いはありますか。 (FAQNo.934)</p>	<p>どちらの登録方法でも施工体制や作業員名簿の登録、就業履歴の蓄積は同じとなり、運用上の差異はございません。</p>
<p>簡略型で技能者登録をした場合、施工体制登録技能者一覧や作業員名簿等の表示や印刷はできますか。(FAQNo.935)</p>	<p>「簡略型」で登録した場合でも各種帳票への表示や印刷は可能です。ただし、「簡略型」登録の場合は資格等の情報を登録しないため、帳票等における資格等の情報は表示されません。</p>

○レベル判定に関するご質問

<p>「簡略型」で登録した場合、技能者のレベルやカードの色はどう扱われますか。 (FAQNo.936)</p>	<p>「簡略型」で登録の場合、技能者のレベルは1でカードは白で発行されます。</p>
<p>「簡略型」で登録し、レベル判定に申し込む場合は、どのような手順になりますか。また、レベル判定の料金に違いはありますか。(FAQNo.937)</p>	<p>簡略型で登録後、レベル判定申し込む場合は、詳細型に変更し、変更が完了した後、レベル判定に申し込むこととなります。 レベル判定の料金に違いはありません。 詳細型に変更後、レベル判定に申し込む場合の料金は、詳細型の料金：2,400円とレベル判定の料金：4,000円で合計6,400円となります。</p>

1. 2段階登録申請とは

2段階登録申請とは、技能者登録において技能者の本人情報等の基本情報の登録のみでカードが発行される「簡略型登録」と建設技能者の能力評価制度（レベル判定）の申請等に必要な保有資格情報等を登録する「詳細型登録」のどちらかを選んで登録する方式となります。なお、書面申請は「詳細型登録」のみの受付となります。

(1) **簡略型**：登録料 2,500円
技能者の本人情報等を登録

(2) **詳細型**：登録料 4,900円
「簡略型」の本人情報等に加え、保有資格、健康診断等の情報を登録

※「簡略型」で登録（2,500円）し、カード発行後に「詳細型」に変更する場合は、詳細型登録時に別途2,400円が必要となります。

2. 実施日：令和3年4月1日申込みより実施予定

2021年3月31日23：59までに技能者情報登録手続き（インターネット）が終了※している場合は、詳細型の登録となり旧料金を適用。

※料金支払方法の選択 → 必要情報入力 → メニュー欄に「**申請番号確認画面**」が表示されること

（注）毎週木曜日の20：00から翌7：00は、システムの定期メンテナンスのためお申し込みが出来ませんのでご了承願います。

なお、3月下旬は登録申請の方の増加が予想されます。余裕を持ったご申請をお願いいたします。

3. 2段階登録申請「簡略型」の登録項目について

簡易型の登録項目は、技能者の個人情報、所属事業者、社会保険等の加入状況など次の7種類の項目を登録します。

登録方法	項目	必須	入力項目	主な添付書類等
I.簡略型 2,500円	1 本人情報	<input type="radio"/>	技能者氏名	顔写真
		<input type="radio"/>	生年月日	運転免許等
		<input type="radio"/>	性別	
		<input type="radio"/>	血液型	
		<input type="radio"/>	国籍（外国籍の方のみ）	
		<input type="radio"/>	現住所	
		<input type="radio"/>	電話・FAX番号（いずれか）	
		<input type="radio"/>	メールアドレス	
			CCUSカード送付先（現住所と違う場合のみ入力）	
			緊急連絡先住所（現住所と違う場合のみ入力）	
		<input type="radio"/>	緊急連絡先電話番号	
	<input type="radio"/>	緊急連絡先氏名		
	2 所属先事業者情報	<input type="radio"/>	所属事業者（基本情報は事業者登録情報から参照、メールアドレス、雇用形態を入力）	
	3 職種	<input type="radio"/>	職種選択	
4 経験等		過去の経験（自由記述）		
5 社会保険	<input type="radio"/>	健康保険（※）	健康保険被保険者証	
	<input type="radio"/>	年金保険（※）	標準報酬月額決定通知書	
	<input type="radio"/>	雇用保険（※）	雇用保険被保険者証	
6 建退共	<input type="radio"/>	被共済者番号（※）	建設業退職金共済手帳	
7 中退共	<input type="radio"/>	（※）	中小企業退職金共済手帳	

（※）加入の有無についての選択及び加入している場合の必要項目の入力が必要

4. 2段階登録申請「詳細型」の登録項目について

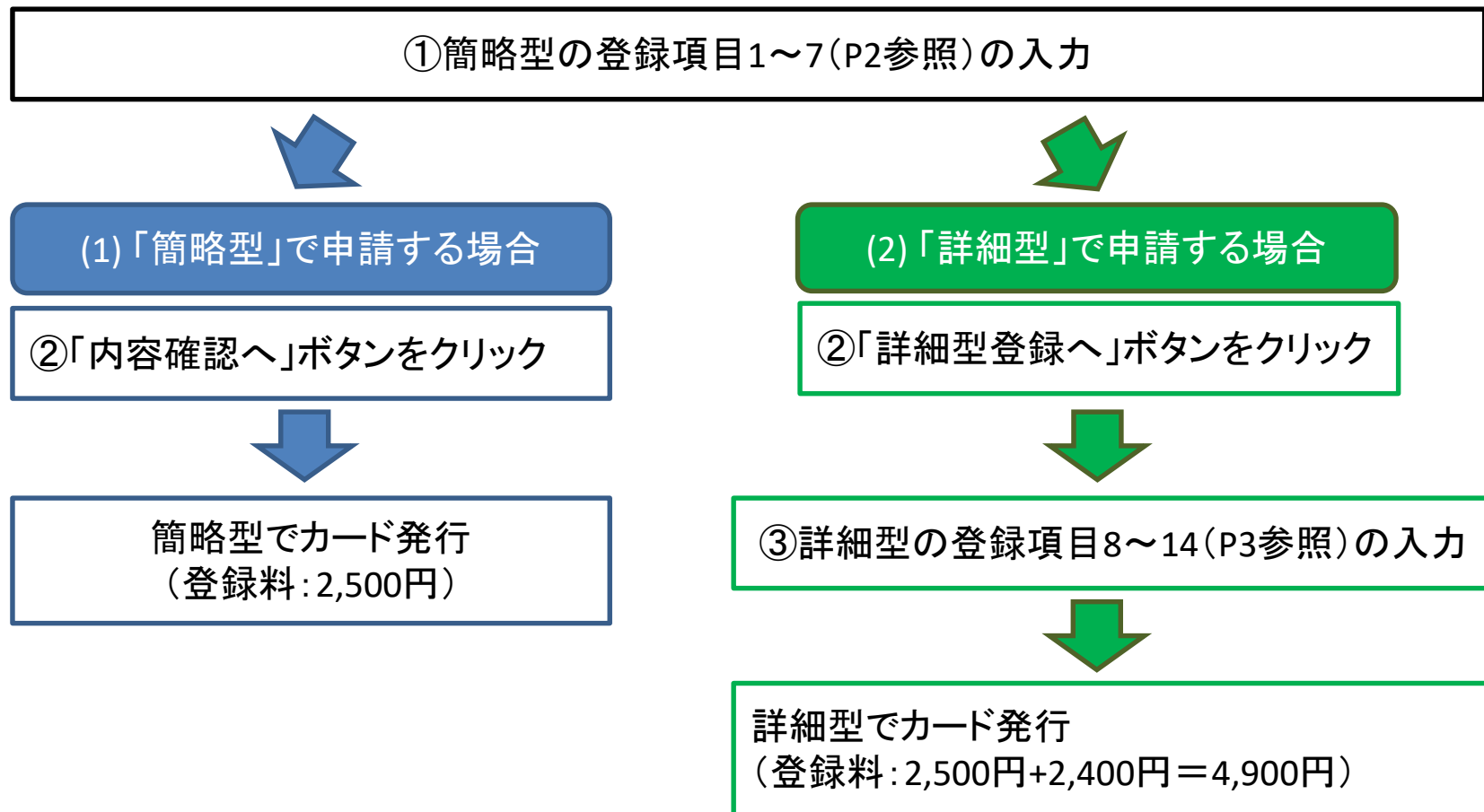
詳細型の登録では、簡略型の登録項目に加えて、技能者の労災保険、健康診断、保有資格等のなど次の7種類の項目を登録します。

登録方法	項目		必須	入力項目	主な添付書類等
Ⅱ.詳細型 (1～14項目の 登録) 4,900円	8	労災保険特別加入	○	労災保険整理番号(※)	確認書類
	9	健康診断		健康診断種別コード	
	10	学歴		学校名	卒業証明書
	11	登録基幹技能者資格		資格名選択	登録基幹技能者講習修了証
	12	保有資格等		資格名選択	講習修了証等
	13	研修等受講履歴		研修名	受講履歴確認書類
	14	表彰履歴		表彰名	表彰確認書類

(※) 加入の有無についての選択及び加入している場合の必要項目の入力が必要

5. 2段階登録申請の申請手順について

簡略型の登録項目を入力後、(1)簡略型で申請するか、(2)詳細型で申請するか、いずれかの申請方法を選択します。



詳細型を選択した後でも「簡略型登録へ」ボタンで簡略型申請に変更可能です

6. 「簡略型」で登録後、「詳細型」に変更する申請手順

「簡略型」で登録しカードが発行された後、「詳細型」の登録に変更する場合は、技能者のポータルサイトから「詳細型登録申請」を行います。（登録料：2,400円）

①技能者のポータルサイトのメニュー「350_変更」を押下



②350_変更を押下し、次に表示される「30_詳細型登録申請」のボタンを押下

10_変更申請

20_申請の修正

30_詳細型登録申請

③30_詳細型登録申請のボタンを押下すると、入金画面に移行。

④支払額（2400円）を確認し支払方法（コンビニ払い、クレジット払い）を選択し、支払

⑤支払い後、CCUSでの入金の確認が出来次第、技能者に入金確認を通知

⑥350_変更申請画面から、詳細型の入力項目8~14を入力

⑦申請

⑧申請項目の審査終了後に、技能者に通知

（※メニューの位置や番号はイメージ）